

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(商品先物取引に係る受渡決済の制限)</u></p> <p><u>第8条の6 受渡決済 (ゴム市場のT S R及び農産物市場のとうもろこしにおける受渡決済を除く。)において、渡方として受渡しを行うことができるのは、適格請求書発行事業者 (消費税法 (昭和63年法律第108号) 第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者をいう。以下同じ。) が事業として行う場合に限るものとする。</u></p> <p>(受渡しによる決済)</p> <p>第16条の6 顧客は、金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで (第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで) に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券 (本所が定める要件を満たしたものに限る。以下同じ。) (受方貴金属先物等清算参加者 (受渡品を受領する貴金属先物等清算参加者をいう。以下同じ。) が同意した場合にあっては、荷渡指図書 (その発行の日から3か月以内のものに限る。) 。以下この目において同じ。) を取引参加者に差し入れるとともに登録番号 (消費税法第57条の2第4項に定める登録番号をいう。以下同じ。) を取引参加者に通知するものとし、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引代金 (約定値段に取引単位の倍率 (取引単位当たりの数量を呼値の単位で除した数値をいう。) と取引数量を乗じて得た価額をいう。以下同じ。) を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p>2 顧客が前項の日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないときは、取引参加者は、当該日時以降 (第16</p>	<p>(新設)</p> <p>(受渡しによる決済)</p> <p>第16条の6 顧客は、金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで (第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで) に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券 (本所が定める要件を満たしたものに限る。以下同じ。) (受方貴金属先物等清算参加者 (受渡品を受領する貴金属先物等清算参加者をいう。以下同じ。) が同意した場合にあっては、荷渡指図書 (その発行の日から3か月以内のものに限る。) 。以下この目において同じ。) を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引代金 (約定値段に取引単位の倍率 (取引単位当たりの数量を呼値の単位で除した数値をいう。) と取引数量を乗じて得た価額をいう。以下同じ。) を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。</p> <p>2 顧客が前項の日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないときは、取引参加者は、当該日時以降 (第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡</p>

条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないときは、当該日時以降)の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

3 金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、取引参加者が適當と認める者にあっては、第1項の規定にかかわらず、取引参加者の指定する日時までに、売方である顧客は売付けに係る倉荷証券を取引参加者に差し入れること及び登録番号を取引参加者に通知することができ、買方である顧客は総取引代金を取引参加者に差し入れることができる。

4 金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等(総取引代金に当該総取引代金に係る消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を引き渡すとともに、速やかに、売方である顧客に対しては精算書(業務規程施行規則第43条第1項第2号に規定する精算書をいう。以下同じ。)を、買方である顧客に対しては適格請求書(業務規程施行規則第43条第1項第1号に規定する適格請求書をいう。以下同じ。)を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上であり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

5 (略)

6 金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において第1項の通知を行った顧客が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当該顧客は、取引参加者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

7 第1項の通知を行った顧客が、適格請求書発行事業者でなくなった場合であって、同項の登録番号の通知に対応する受渡決済

しにより決済をすると指示した場合であつて、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないとときは、当該日時以降)の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

3 金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、取引参加者が適當と認める者にあっては、第1項の規定にかかわらず、取引参加者の指定する日時までに、売方である顧客は売付けに係る倉荷証券を、買方である顧客は総取引代金を取引参加者に差し入れることができる。

4 金、銀、白金及びパラジウムに係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等(総取引代金に当該総取引代金に係る消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を引き渡さなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上であり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

5 (略)

(新設)

(新設)

が未了であるときは、当該通知がされなかつたものとみなす。

8 取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（消費税法第30条第9項に規定する電磁的記録をいう。第16条の10第7項、第16条の14第7項及び第16条の16第5項において同じ。）を提供することができる。

9 (略)

(受渡しによる決済)

第16条の10 顧客は、くん煙シート（以下「RSS」という。）に係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで）に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券（受方ゴム先物等清算参加者（受渡品を受領するゴム先物等清算参加者をいう。以下同じ。）が同意した場合にあっては、荷渡指図書（その発行の日から3か月以内のものに限る。）。以下この目において同じ。）を取引参加者に差し入れるとともに登録番号を取引参加者に通知するものとし、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。

2 顧客が前項の日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないとときは、取引参加者は、当該日時以降（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないとときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

3 RSSに係る現物先物取引において、取引参加者が適當と認める者にあっては、第

(新設)

6 (略)

(受渡しによる決済)

第16条の10 顧客は、くん煙シート（以下「RSS」という。）に係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで）に、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券（受方ゴム先物等清算参加者（受渡品を受領するゴム先物等清算参加者をいう。以下同じ。）が同意した場合にあっては、荷渡指図書（その発行の日から3か月以内のものに限る。）。以下この目において同じ。）を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。

2 顧客が前項の日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないとときは、取引参加者は、当該日時以降（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないとときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

3 RSSに係る現物先物取引において、取引参加者が適當と認める者にあっては、第

1 項の規定にかかわらず、取引参加者の指定する日時までに、売方である顧客は売付けに係る倉荷証券を取引参加者に差し入れること及び登録番号を取引参加者に通知することができ、買方である顧客は総取引代金を取引参加者に差し入れることができる。

4 RSSに係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付するとともに、速やかに、売方である顧客に対しては精算書を、買方である顧客に対しては適格請求書を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上あり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

5 (略)

6 第16条の6第6項及び第7項の規定は、RSSに係る現物先物取引において第1項の通知を行った顧客について準用する。

7 取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することができる。

8 (略)

(受渡しによる決済)

第16条の14 顧客（売方に限る。）は、一般大豆に係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで）に、登録番号を取引参加者に通知するものとする。

2 顧客（売方に限る。）が前項の日時までに登録番号を通知しないときは、取引参加者は、当該日時以降（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに登録番号を通知しないときは、当該日時以降）

1 項の規定にかかわらず、取引参加者の指定する日時までに、売方である顧客は売付けに係る倉荷証券を、買方である顧客は総取引代金を取引参加者に差し入れることができる。

4 RSSに係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上あり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

5 (略)
(新設)

(新設)

6 (略)

(受渡しによる決済)
第16条の14 顧客は、一般大豆に係る現物先物取引において、受渡決済期日の前日の取引参加者が指定する日時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金等を取引参加者に差し入れるものとする。

(新設)

の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において買戻しにより処分するものとする。

3 顧客は、一般大豆に係る現物先物取引において、受渡決済期日の前日の取引参加者が指定する日時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金等を取引参加者に差し入れるものとする。

4 取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付するとともに、速やかに、売方である顧客に対しては精算書を、買方である顧客に対しては適格請求書を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上あり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

5 第3項の規定にかかわらず、顧客は、申告受渡及び受渡条件調整による受渡しを行う場合、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、顧客は、遅滞なく、その旨を取引参加者に通知しなければならない。

6 第16条の6第6項及び第7項の規定は、一般大豆に係る現物先物取引において第1項の通知を行った顧客について準用する。

7 取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することができる。

8 (略)

(受渡しによる決済)

第16条の16 顧客は、小豆に係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで）に、売方であるときは受渡しにより決済しよう

(新設)

2 取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上あり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、申告受渡及び受渡条件調整による受渡しを行う場合、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、顧客は、遅滞なく、その旨を取引参加者に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

4 (略)

(受渡しによる決済)

第16条の16 顧客は、小豆に係る現物先物取引において、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の前日の取引参加者が指定する日時まで（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあっては、取引参加者が指定する日時まで）に、売方であるときは受渡しにより決済しよう

とする売付けに係る倉荷証券を取引参加者に差し入れるとともに登録番号を取引参加者に通知するものとし、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。

- 2 顧客が前項の日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないとときは、取引参加者は、当該日時以降（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券を差し入れないとき若しくは登録番号を通知しないとき又は総取引代金を差し入れないとときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 3 小豆に係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付するとともに、速やかに、売方である顧客に対しては精算書を、買方である顧客に対しては適格請求書を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上であり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。
- 4 第16条の6第6項及び第7項の規定は、小豆に係る現物先物取引において第1項の通知を行った顧客について準用する。
- 5 取引参加者は、適格請求書又は精算書の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供することができる。
- 6 (略)

とする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする総取引代金を取引参加者に差し入れるものとする。この場合において、買方である顧客は受渡決済日の前日の取引参加者が指定する日時までに当該買付けの総取引代金に係る消費税相当額を取引参加者に差し入れるものとする。

- 2 顧客が前項の日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないとときは、取引参加者は、当該日時以降（第16条の5第2項の規定により、顧客が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合であって、取引参加者が指定する日時までに倉荷証券又は総取引代金を差し入れないとときは、当該日時以降）の売買立会において、当該取引を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 3 小豆に係る現物先物取引において、取引参加者は、顧客から委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、取引所の市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である顧客に対しては総取引代金等を、買方である顧客に対しては取引所の市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である顧客が2人以上であり、当該受領した倉荷証券の内容が異なるときは、あらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に配分しなければならない。

(新設)

(新設)

4 (略)

- 1 この改正規定は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 顧客は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第16条の6第1項、第16条の10第1項、第16条の14第1項及び第16条の16第1項の規定の例により、取引参加者に通知することができる。この場合において、これらの規定の例によりされた通知は、施行日においてこれらの規定により行われたものとみなす。